

## 不利益処分審査請求の裁決について

高校教育課

県教育委員会が平成 22 年 11 月 18 日付けで行った酒気帯び運転をした職員を免職とする懲戒処分に対して、被処分者が県人事委員会に不服申立てを行っていた事案について、平成 25 年 3 月 5 日に県人事委員会の裁決があり、同裁決書を同月 6 日に收受しました。

この裁決による処分の修正内容は下記のとおりです。

### 記

#### 処分の修正内容等

原 処 分	修正された処分内容
免 職	停職 6 月